

藤沢市藤澤浮世絵館チラシ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市藤澤浮世絵館の展示会のチラシ（以下「チラシ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 チラシに掲載する広告は、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 政治活動又は宗教的活動に関するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (4) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (5) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 求人広告に類するもの
- (8) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (9) 児童及び青少年の健全育成を阻害するおそれのあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めるもの

(広告の掲載順位等)

第3条 広告掲載枠は1展示につき2枠とする。

2 1つの申請者が1展示につき2枠使用することも可能とする。

3 広告の掲載の順位は、次の各号の順位によるものとする。この場合において、同順位に複数のあるものは、抽選により順位を決定する。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 私企業のうち、市内に事業所等を有するもの
- (3) 私企業のうち、公共性の高いもの
- (4) その他のもの

4 前項の規定による順位により広告を掲載した場合に空きが生じたときは、順次掲載位置を繰り上げるものとする。

(広告掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1展示会ごととし、展示会の名称、会期等は別に定める。

(広告の掲載位置等)

第5条 広告を掲載する位置は、藤沢市藤澤浮世絵館が指定した位置とする。

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。

A4サイズチラシ内指定位置 1枠

(1) カラー

(2) 縦4cm

(3) 横10.5cm

(4) Adobe Illustratorで作成したデータが望ましい。もしくはデータ形式がpng、jpgのもの。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料については、1展示1枠5,000円とする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集については、藤沢市藤澤浮世絵館ホームページ等により行うものとする。

2 募集は随時行うものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第9条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、掲載を希望する展示会開始日の90日前までに、藤沢市藤澤浮世絵館チラシ広告掲載申込書(第1号様式)を藤沢市教育委員会教育長に提出しなければならない。

2 藤沢市教育委員会教育長は、申込みがあったときは、その諾否を決定し、藤沢市藤澤浮世絵館チラシ広告掲載承諾等通知書(第2号様式)により当該申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告の掲載を承諾された者(以下「広告主」という。)は展示開始日の30日前までに広告掲載料を支払わなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告原稿は、藤沢市藤澤浮世絵館が指定する方法により広告主の負担で作成し、藤沢市藤澤浮世絵館チラシ広告掲載申込書(第1号様式)に添

えて提出すること。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消)

第13条 教育長は、次の場合は広告の掲載を取消することができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 教育長が広告主又は広告内容を不適當であると認めた場合

(広告既掲載料の返還)

第14条 広告掲載料は返還しない。ただし、藤沢市藤澤浮世絵館の都合により広告掲載ができなくなったときは、返還することができる。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、2024年(令和6年)3月1日から施行する。